

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 条例名 | | 事務処理の特例に関する条例 | |
| 条例番号 | 平成11年神奈川県条例第41号 | 法規集 | 第1編第6章 |
| 所管部局室課 | 総務部市町村課 | | |
| 条例の概要 | 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて必要な事項を定めている。 | | |
| 検討 | 視点 | 検討内容 | 備考 |
| | 必要性 現在でも必要な条例か。 | 地方自治法第252条の17の2第1項により、知事の事務を市町村へ移譲するにあたっては、県の条例による定めが必要とされており、必須の条例である。 | |
| | 有効性 現行の内容で課題が解決できるか。 | 地方分権を具体化し、本県の権限移譲を推進する上での考え方である①住民の利便性の向上、②市町村の自治権の強化、③市町村の総合的・効率的な行政運営の確保、を制度化するものとして有効に機能している。 | H20.12.1現在、177項目1,097事務を条例別表に記載し、市町村へ移譲している。 |
| | 効率性 現行の内容で効率的といえるか。 | 本条例の運用により、基礎自治体である市町村の機能の強化が図られ、住民に身近な事務の効率的な執行に寄与している。 | |
| | 基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。 | 「地域主権実現のための基本方針」(H19.7)においては、基礎自治体である市町村の行政権能等の強化に向けた支援を取組方針の一つとしており、この考え方方に合致している。 | |
| | 適法性 憲法、法令に抵触しないか。 | 地方自治法に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。 | |
| | その他 | | |
| 見直し結果 | 改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。 | 理由 現行条例の運用上の課題は見受けられない。 | 特記事項 権限移譲に関する市町村との協議が調った場合に改正を行っている。 |
| 次回見直し予定 | 平成25年度 | 見直し規定の有無 | 有 無 |